(2)　保険医療機関に係る基準

①　産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜（ぼう）していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　産婦人科又は婦人科について合わせて五年以上の経験を有し、開腹の子宮悪性腫瘍手術について二十例以上実施した経験、腹腔鏡（くう）下膣式子宮全摘術について二十例以上実施した経験及び腹腔鏡（くう）下子宮悪性腫瘍手術について術者として五例以上実施した経験を有する常勤の医師が一名以上配置されていること。

④　病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。

⑤　臨床工学技士が配置されていること。

⑥　診療放射線技師が配置されていること。

⑦　病床を百床以上有していること。

⑧　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑨　当直体制が整備されていること。

⑩　緊急手術体制が整備されていること。

⑪　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑫　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑬　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑭　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑮　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑯　子宮悪性腫瘍手術が一年間に合わせて二十例以上実施されていること。

⑰　公益社団法人日本婦人科腫瘍学会に対し症例を登録すること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～三十四　（略）

三十五　削除

三十六～七十五　（略）

七十六　陽子線治療　前立腺がん（遠隔転移しておらず、ＮＣＣＮ分類で中リスク群と診断されるものに限る。）

七十七　^{131}Ｉ－ＭＩＢＧを用いた内照射療法　神経芽腫（ＣＯＧリスク分類又はＩＮＲＧ治療前分類で高リスク群と診断されるものであって、化学療法及び造血幹細胞移植が行われる予定のものに限る。）

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～三十四　（略）

三十五　内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡（くう）下胃切除術　根治切除が可能な胃がん（ステージⅠ又はⅡであって、内視鏡による検査の所見で内視鏡的胃粘膜切除術の対象とならないと判断されたものに限る。）

三十六～七十五　（略）

（新設）

（新設）